

平成27年3月19日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備を行います。

概要は次のとおりです。

「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」（別紙参照）

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成27年4月19日（日）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成27年4月19日（日）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

F A X：011-251-0840

4. 意見等処理方法

平成27年4月19日（日）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について

平成 27 年 3 月 19 日

証券会員制法人 札幌証券取引所

I. 趣旨

昨年6月にとりまとめられた政府の成長戦略『日本再興戦略』改訂2014を受けて、コーポレートガバナンス・コード（以下「コード」といいます。）が策定され、本年6月より適用される予定です。同戦略では、コードについて、上場規則により、上場企業に対して“Comply or Explain”（原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明するか）を求めるものとされており、これを実行に移すために、「企業行動規範に関する規則」等の一部改正を行います。

また、独立社外取締役の円滑な選任に資するため、独立性に関する情報開示について見直しを行います。

II. 概要

項目	内容	備考
1. コードの策定に伴う制度整備		
(1) コードの尊重	・上場会社は、コードの趣旨・精神を尊重して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとします。	・現在、本所では、上場会社に対し、「コーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取組みに関する要請」平成22年3月3日付（札幌自規第39号）を行っており、企業行動規範の「望まれる事項」において、その尊重を規定しています。
(2) コードを実施しない場合の理由の説明	・上場会社は、コードを実施しない場合には、その理由を説明するものとします。	・企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定します。 ・コードのうち、「基本原則」部分を実施しない場合に、その理由を説明するものとします。

項目	内容	備考
(3) コードを実施しない場合の理由の説明の媒体	<ul style="list-style-type: none"> ・コードを実施しない場合の理由の説明は、コーポレート・ガバナンス報告書に欄を新設して記載するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社のコーポレート・ガバナンスの状況を網羅的に記載している同報告書に情報を集約することで、株主・投資家の利便を図ろうとするものです。 ・「基本原則」以外の各原則については、実施しない場合の理由を任意に記載することができるものとします。 ・このほか、コードに基づいて開示を行う諸原則（別紙1. 参照）についても、同様の趣旨からコーポレート・ガバナンス報告書に別途、欄を新設して、任意に記載することができることとします。この場合には、他の公表書類における記載場所を明示することで記載に代えることができることとします。 ・上場会社は、定時株主総会后、遅滞なくコーポレート・ガバナンス報告書を提出するものとします。 ・ただし、平成27年6月以後最初に開催する定時株主総会については、コードに関する記載は、準備ができ次第速やかに提出することとし、遅くともその6か月後までに、提出するものとします(別紙2. 参照)。
2. 独立役員の独立性に関する情報開示の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社が、独立役員を指定する場合には、当該独立役員と上場会社との間の特定の関係の有無及びその概要を開示するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、主要な取引先の元業務執行者など過去において上場会社と特定の関係を有していた独立役員については、そ

項 目	内 容	備 考
		<p>れでもなお独立性ありと判断した理由の説明を求めてきたことを改め、すべての独立役員について等しく情報の開示を求めることにより、上場会社が独立性を判断する際における過度に保守的な運用を是正しようとするものです（別紙 3. 参照）。</p>
3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他所要の改正を行います。 	

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・平成 27 年 6 月 1 日を目途に実施します。

以 上

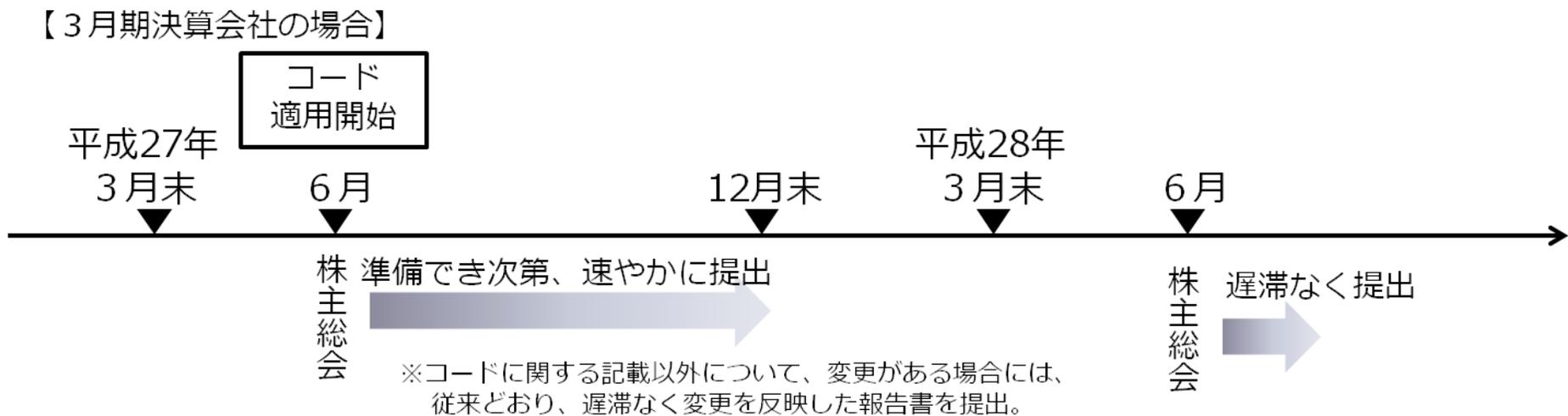
1. コーポレート・ガバナンス報告書等での「開示」を求める諸原則一覧

原則	内容
原則1-4	<p>上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、<u>政策保有に関する方針</u>を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。上場会社は、<u>政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準</u>を策定・開示すべきである。</p>
原則1-7	<p>上場会社はその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めて<u>その枠組み</u>を開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。</p>
原則3-1	<p>上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コード（原案）の各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) <u>会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画</u> (ii) <u>本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針</u> (iii) <u>取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続</u> (iv) <u>取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続</u> (v) <u>取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明</u>
補充原則 4-1①	<p>取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、<u>その概要</u>を開示すべきである。</p>

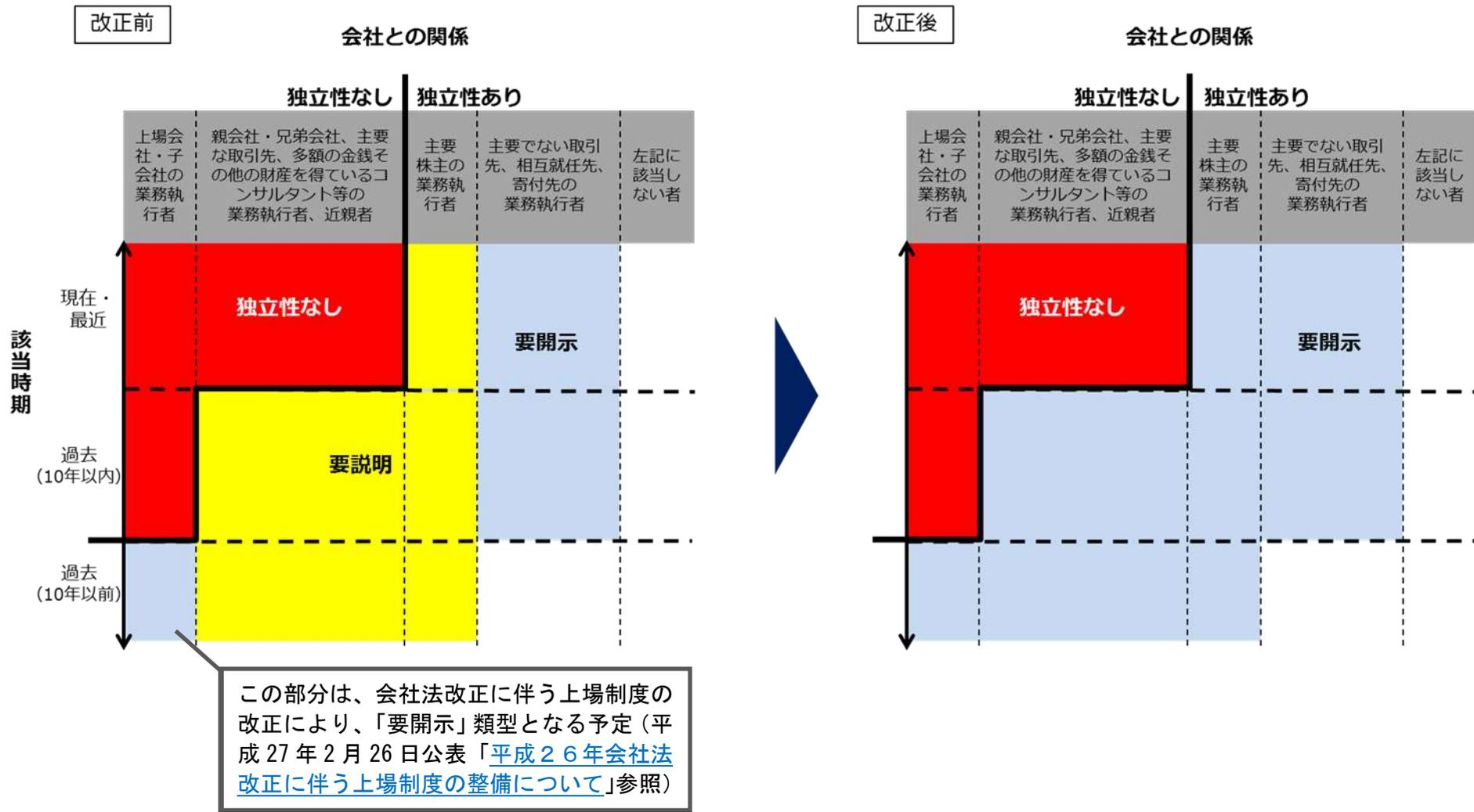
原則	内容
原則 4-8	<p>独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。</p> <p>また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、<u>そのための取組み方針</u>を開示すべきである。</p>
原則 4-9	<p>取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、<u>独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準</u>を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。</p>
補充原則 4-11①	<p>取締役会は、<u>取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方</u>を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。</p>
補充原則 4-11②	<p>社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その<u>兼任状況</u>を毎年開示すべきである。</p>
補充原則 4-11③	<p>取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、<u>その結果の概要</u>を開示すべきである。</p>
補充原則 4-14②	<p>上場会社は、<u>取締役・監査役に対するトレーニングの方針</u>について開示を行うべきである。</p>
原則 5-1	<p>上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、<u>株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針</u>を検討・承認し、開示すべきである。</p>

※ 下線は「開示」を求める対象

2. コーポレート・ガバナンス報告書の提出スケジュール イメージ



独立性に関する情報開示の見直し イメージ



※図中で「要説明」の類型（いわゆる開示加重要件）を廃止し、「要開示」の類型（いわゆる属性情報）に統一するものです。